

監査公表第11号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年7月1日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公 印 省 略)

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
鳳来総合支所 地域課

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間
令和7年5月1日～令和7年6月30日

第5 監査の方法
令和7年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和6年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設の管理状況等について確認するため現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

鳳来総合支所

【地域課】

指摘事項

市バス料金の回収について、現状では盗難、紛失等の責任の所在が明確でないので、運行業務仕様書にある運賃の収納について、適切な収納管理が図られるよう、至急仕様書を見直されたい。

意見

- 1 旧鳳来総合支所の跡地利用については、市民の声を尊重することが大切ですが、可能なことかどうかを適正、適切に判断したうえで、鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会との連携を密にして進められたい。
- 2 学童農園山びこの丘については、予定されている利用者アンケートを実施し、今後のあり方を検討されたい。
- 3 鳳来地域間交流施設（旧七郷一色小学校）については、地元の声を尊重しながら、丁寧な対応に努められたい。